

# 時代を 読む

渡辺 利夫



クライシスに陥りかねない。政  
権中枢はこの矛盾に苛まれて  
きた。物権法の草案が最初に提  
起されたのが二〇〇二年一月で  
あり、以来、七次にわたる全人  
代で審議が繰り返されてきたこ  
とがその証である。

この三月十六日、中国の国会  
である全人代(全国人民代表大  
会)の第十期第五回大会がいく  
つかの法案を採択して閉幕し  
た。法案のうち大きな注目を集  
めたのが物権法であった。物権  
法とは物的資産に対する所有権  
や抵当権などを定める民法の一  
つである。

## 中国物権法成立の意味

今次大会において「国、事業  
体、個人の物権、その他の権利  
者は法的保護を受け、いかなる  
ものもこれを侵害してはならな  
い」とされ、要するに私有財産  
権が全人代で公的に決定された  
のである。物権法成立は中国の

市場経済化の過程における画期  
だといふべきであろう。  
社会主義の根幹は、企業や土  
地など一国の重要資産は全人民

業生産において個々の経営者や  
の所有(全民所有制)であり、  
農民の自由裁量の幅を広げるこ  
とによって私有制への道を開い  
るといふところにある。しかし  
たのは鄧小平氏であった。

「曖昧」な状態には放置できな  
い切迫した課題が浮上してきた  
からである。一つには、国有資  
産が幹部の恣意的な資産評価や  
腐敗・汚職によって市場に大量  
に流出していること。二つに  
は、不動産業者と結託した地方  
の幹部により農地を強制的に収

用された「失地農民」が急増  
し、各地で農民騒擾が頻発して  
いることである。  
中国国土資源部のブリーフィ  
ングによれば、地方政府による  
農地収用件数が昨年だけで一昨  
年比17%以上、十三万件をえ  
る規模で発生したという。全人  
代の首相報告でも、農地強制収  
用の問題についてはこれを厳密  
に調査し、嚴重に処罰する、目  
が何度も強調された。このあた  
りが物権法成立のタイムリミッ  
トだとの判断があったのである  
う。

中国が本格的な市場経済化の  
道を歩むには、民営企業に主役  
を担わせねばならない。そのた  
めには民営企業経営者の入党を  
許容するなどして新興企業家の  
政治的身分の保護を図る必要が  
あり、江沢民政権下でこれは成  
った。残るは彼らの資産保護の  
法制化であった。これが今回の  
物権法成立を促したもう一つの  
要因である。  
中国経済社会の相克の最大テ  
ーマは農民貧困である。農地の  
事実上の私有化と譲渡可能性  
は、土地を手放して都市に流入  
する農民を一段と増加させよ  
う。すでにして都市出稼ぎ農  
民、「民工」は一億千八百万  
人、都市就業者の46%に達す  
る。この上にさらに流入して  
くる農民を都市が生産的に吸収で  
きると思えない。  
厳しい戸籍制度の下で彼らは  
農民戸籍のまま都市にやってく  
る。都市住民が享受できる社会  
保障制度の増外で労働し生活す  
る「無告」の民が民工である。  
都市における彼ら社会的不満  
層の堆積に中国政府はどう対応  
するのであろうか。

(拓殖大学学長)